

震災対応医師確保対策医学生修学資金貸付事業実施要綱

平成24年機構要綱第1号

平成24年5月25日

宮城県医師育成機構

(趣旨)

第1条 この要綱は、医師として宮城県で地域医療の業務に従事しようとする医学生に対し、医学生修学資金貸付条例（平成17年3月25日宮城県条例第53号。以下「条例」という。）の規定に準じた償還免除条件付き修学資金を貸し付けることにより、地域医療に従事する医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における「大学生」「臨床研修」「指定医療機関」の定義については、条例第2条及び第3条に定めるものと同一とする。

(貸付対象者)

第3条 機構は、医師として指定医療機関での業務に従事しようとする大学生に対し、震災対応医師確保対策医学生修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付ける。

(貸付金額)

第4条 修学資金の貸付金額は、月額20万円の範囲内で理事長が定める。

2 貸付は、機構が貸付の適否を決定した月の属する年度の4月から卒業の月まで行うものとする。

3 貸付けを受ける大学生は、卒業の月までの間、第8条各項に定める事由が発生した場合を除き、貸付けを拒否することができない。

(貸付けの申請)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、申請書を理事長に提出しなければならない。

(保証人)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、2人の保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

3 第1項の保証人は、独立の生計を営み、修学資金の償還及び利息の支払（以下「償還」という。）の責任を負うことができる資力を有する者でなければならない。

4 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年であるときは、保証人のうち1人はその者の法定代理人としなければならない。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸付けの決定)

第7条 理事長は、第5条の申請書を受理したときは、速やかに貸付けの適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

(貸付けの休止及び停止)

第8条 理事長は、修学資金の貸付けを受けている者が大学を休学し、若しくは停学の処分を受けたときは、その事実が生じた日の前日の属する月の翌月分からその事実が消滅した日の属する月の前月分まで、修学資金の貸付けを休止するものとする。

2 理事長は、修学資金の貸付けを受けている者が大学の課程において同一の学年を重ねて履修することとなったときは、当該履修に係る期間の分については、修学資金の貸付けを休止するものとする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 理事長は、修学資金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該修学資金の貸付けを停止するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 大学を退学したとき。
- (3) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (4) 心身の故障のため、大学の課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(償還)

第9条 修学資金の貸付けを受けた者は、当該修学資金の額に、当該貸付けを受けた日の翌日から償還の日までの日数に応じ年10パーセントの割合で計算した利息（以下「利息」という。）を加えた額を規則で定める期間（次条の規定により償還を猶予されたときは、当該猶予された期間とこの項の規定により要領で定める期間を合算した期間。以下「償還期間」という。）内に一括して償還しなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けた者は、当該修学資金を償還期間内に償還しなかったときは、当該償還期間満了の日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、償還すべき額につき年15パーセントの割合で計算した遅延利息（第12条において「遅延利息」という。）を支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事長は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、延滞利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(償還の猶予)

第10条 理事長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当と認める期間、当該修学資金及びその利息の償還の全部又は一部を猶予することができる。

- (1) 第8条第3項第3号から第5号までの規定により修学資金の貸付けを停止された後も引き続き大学に在学しているとき
- (2) 要領で定めるところにより、理事長に対し、次条第1項の規定による償還の免除を受けるため指定医療機関における医師の業務（臨床研修を含む。以下「業務」という。）に従事する旨の申出があったとき。
- (3) 心身の故障、災害その他のやむを得ない事由により修学資金の償還が困難であると認められるとき。

(償還の免除)

第11条 理事長は、修学資金の貸付けを受けた者が、大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（第8条第1項又は第2項の規定により修学資金の貸付けが休止された期間を除く。以下同じ。）の2分の5に相当する期間（以下「業務対象期間」という。）内に、貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間（以下「必要従事期間」という。）、業務に従事したときは、当該修学資金及びその利息の償還を免除するものとする。

2 修学資金の貸付けを受けた者が、災害、病気、出産、育児その他の正当な事由により、業務対象期間内に必要従事期間業務に従事することができないと理事長が認めたときは、前項中「2分の5に相当する期間」とあるのは、「2分の5に相当する期間に正当な事由により業務に従事できないと理事長が認めた期間を加えた期間」とする。

3 理事長は、修学資金の貸付けを受けた者が、業務対象期間内に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が困難となったため、必要従事期間業務に従事することができないこととなったときは、当該修学資金及びその利息の償還を免除するものとする。

第12条 理事長は、前条に規定する場合を除くほか、修学資金の貸付けを受けた者が死亡、心身障害その他のやむを得ない事由により当該修学資金及びその利息を償還することができなくなったときは、当該修学資金及びその利息の償還並びに遅延利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(準用)

第13条 第5条の規定は、第10条の規定による償還の猶予及び第11条第1項又は第3項の規定による償還の免除について準用する。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の震災対応医師確保対策医学生修学資金貸付事業実施要綱第9条第1項及び第2項の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る同要綱第3条に規定する修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る修学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

震災対応医師確保対策医学生修学資金貸付事業実施要領

平成24年機構要領第1号

平成24年5月25日

宮城県医師育成機構

(趣旨)

第1条 この要領(以下「要領」という。)は、震災対応医師確保対策医学生修学資金貸付事業実施要綱(平成24年機構要綱第1号。以下「要綱」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 修学資金の貸付けを受けようとする者の募集は、毎年度の予算の範囲内で行うものとする。なお、募集期間を過ぎた場合であっても、予算の範囲内であれば申請を受け付けることができるものとする。

(貸付けの申請手続)

第3条 貸付けを受けようとする者は、医学生修学資金貸付申請書(第1号様式)に、以下の書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書(第2号様式)
- (2) 応募理由書(第3号様式)
- (3) 履歴書(第4号様式)
- (4) 大学の在学証明書
- (5) 戸籍抄本又はこれに代わるもの

(保証人の変更等)

第4条 修学資金の貸付けを受けた者は、要綱第6条第1項の保証人が死亡したとき又はその他の事由により保証人を変更しようとするときは、保証人変更願(第5号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付けの決定)

第5条 要綱第7条の規定により貸付けの適否を決定するに当たっては、医学生修学資金貸付条例施行規則(平成17年3月25日宮城県規則第68号。以下「規則」という。)第6条第1項及び医学生修学資金等貸付要綱(以下「県要綱」という。)第4の規定に準じ、書類審査及び面接審査により行う。

2 要綱第7条の規定による通知は、医学生修学資金貸付決定通知書(第6号様式)又は医学生修学資金貸付不承認決定通知書(第7号様式)によるものとする。

(契約の締結)

第6条 要綱第7条の規定により貸付の決定を受けた者(以下「貸付決定者」という。)が修学資金の交付を受けるには、理事長と医学生修学資金貸付契約を締結しなければならない。

2 前項の契約は、医学生修学資金契約書(第8号様式)により締結するものとする。

(交付申請書の提出等)

第7条 要綱第7条の規定により貸付けの決定を受けた者(以下「貸付決定者」という。)は、直ちに医学生修学資金交付申請書(第9号様式の1)及び口座振替依頼書(第9号様式の2)を理事長に提出しなければならない。

- 2 貸付決定者は、修学資金の貸付けを受けている期間中は、毎年度、理事長が別に定める日までに医学生修学資金交付申請書に、所属する学年を記載した在学証明書を添えて、理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、第1項の規定により提出された口座振替依頼書に記載された金融機関の預金口座（国内に本店又は支店がある金融機関に限る。）に振り込むものとする。
- 4 修学資金は、4月から6月までの修学に係るものについては当該年度の6月に、7月から9月までの修学に係るものについては当該年度の7月に、10月から12月までの修学に係るものについては当該年度の10月に、1月から3月までの修学に係るものについては当該年度の1月に交付するものとする。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 5 貸付決定者は、要綱第8条の規定により貸付けを休止され、又は停止された場合において、既に貸付けを休止され、又は停止された期間に係る修学資金を受領しているときは、当該修学資金を理事長が定める日までに一括して返還しなければならない。

（業務の申出等）

- 第8条 修学資金の貸付けを受けた者が医療機関に勤務しようとするときは、当該勤務を開始する日の6月前までに、医療機関勤務申出書（第12号様式）を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、修学資金の貸付けを受けた者が業務（要綱第10条第2号に規定する業務をいう。以下同じ。）に従事することを申し出た場合は、遅滞なく、指定医療機関及び業務に従事すべき期間を決定し、通知するものとする。
 - 3 前項に規定する業務に従事する期間は、指定ごとに1年以上とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
 - 4 業務に従事している者は、当該業務を終了しようとするときは、その終了予定日の6月前までに指定医療機関勤務終了申出書（第13号様式）を理事長に提出しなければならない。

（償還期間）

- 第9条 要綱第9条第1項の要領で定める期間は、修学資金の貸付けを受けた日の翌日から大学を卒業した日（要綱第8条第3項の規定により貸付を停止されたときは、当該停止の日）の属する月の翌月の末日までとする。

（償還の猶予の申請等）

- 第10条 要綱第10条の規定による償還の猶予を受けようとする者は、医学生修学資金償還猶予申請書（第10号様式の1）に、同条各号に掲げる事実を証する書類を添えて理事長に提出しなければならない。
- 2 前項に定める事実を証する書類は、それぞれ以下のとおりとする。
 - （1）大学生が要綱第8条第3項第3号の規定により大学生修学資金の貸付けを停止された後も引き続き大学に在学しているとき 在学証明書
 - （2）要綱第11条第1項の規定による償還の免除を受けるため指定医療機関における医師の業務に従事するとき 在職証明書
 - （3）心身の故障、災害その他やむを得ない事由（死亡したときを除く。）により修学資金等の償還が困難であると認めるとき 健康診断書又は罹災証明書
 - （4）死亡したとき 死亡の理由及びその年月日を証明する書類

3 理事長は、第1項の申請書を受理したときは、速やかに償還の猶予の可否を決定し、医学生修学資金償還猶予決定通知書（第10号様式の2）又は医学生修学資金償還猶予不承認決定通知書（第10号様式の3）により申請者に通知するものとする。

（業務対象期間の延長の申請等）

第11条 修学資金の貸付けを受けた者が、要綱第11条第2項の規定の適用を受けようとするときは、医学生修学資金業務対象期間延長承認申請書（様式第11号の1）にその理由を証明する書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに要綱第11条第2項に規定する業務対象期間の延長の可否を決定し、医学生修学資金業務対象期間延長決定通知書（様式第11号の2）又は医学生修学資金業務対象期間延長不承認決定通知書（様式第11号の3）により申請者に通知するものとする。

（償還の免除の申請等）

第12条 要綱第11条の規定により修学資金及び利息の償還の免除を受けようとする者又は要綱第12条の規定により修学資金及び利息の償還並びに遅延利息の支払の全部又は一部の免除を受けようとする者は、医学生修学資金償還免除申請書（第14号様式）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

（1） 業務に従事した指定医療機関等の名称、期間及び当該期間内に休職した期間がある場合はその期間を証明する書類（第15号様式）

（2） 死亡又は退職の理由及び年月日を証明する書類

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに償還及び支払の免除の可否を決定し、医学生修学資金償還免除決定通知書（第16号様式）又は医学生修学資金償還免除不承認決定通知書（第17号様式）により申請者に通知するものとする。

（期間の算定方法）

第13条 要綱第11条第1項の規定による償還の免除に当たっては、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの期間（休職（業務に起因するものを除く。）及び停職の期間（当該期間に一月未満の端数があるときは、これを一月とする、）を除く。）を業務に従事した期間とする。

（届出書の提出）

第14条 修学資金等貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（第18号様式）にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に理事長に提出しなければならない。

（1） 大学を退学し、休学し、復学し、卒業し、又は停学の処分を受けたとき。

（2） 大学の課程において同一の学年を重ねて履修することとなったとき。

（3） 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。

（4） 大学における修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

（5） 氏名又は住所を変更したとき。

（6） 医師の免許を取得したとき。

（7） 業務に従事したとき又は業務に従事している指定医療機関等に変更があったとき。

(8) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は死亡その他保証人として責任を負うことができない事由が生じたとき。

(意見の聴取)

第15条 理事長は、要綱第7条、第8条第2項ただし書きから第10条まで、第11条第3項及び第12条並びに要領第5条第1項、第8条第2項から第4項まで、第9条及び第11条第3項に定める事項に係る決定を行う場合は、要綱第1条の趣旨に基づき、宮城県知事の意見を聞かなければならない。

附 則

この要領は、平成24年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は、令和2年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の震災対応医師確保対策医学生修学資金貸付事業実施要領の規定は、この要領の施行の日以降の申請に係る修学資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る修学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 改正前の震災対応医師確保対策医学生修学資金貸付事業実施要領の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の医学生修学資金貸付条例施行規則の規定によるものとみなす。